

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年 6 月10日提出
【計算期間】	第10期 (自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日)
【ファンド名】	明治安田T O P I Xオープン
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌 秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 7 号
【事務連絡者氏名】	谷 口 嘉 邦
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 7 号
【電話番号】	03-6731-4720
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田TOPIXオープンは、「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単字型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外 内外	債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	特殊型

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本含む）		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	日経225
不動産投信	日々	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	TOPIX
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	その他 （ ）	中近東 （中東）		その他 （ ）
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

< 商品分類表及び属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

ファンドは、一般社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨および各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

< ファンドの属性およびその定義 >

1. 投資対象資産による属性区分 ... その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。

2. 決算頻度による属性区分 ... 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3. 投資対象地域による属性区分 ... 日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4. 投資形態による属性区分 ... ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

5. インデックスファンドにおける
対象インデックスによる属性区分 ... TOPIX

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL: <http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額: 上限 1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成15年5月23日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナーTOPIXオープン」から
「MDAM・TOPIXオープン」に変更

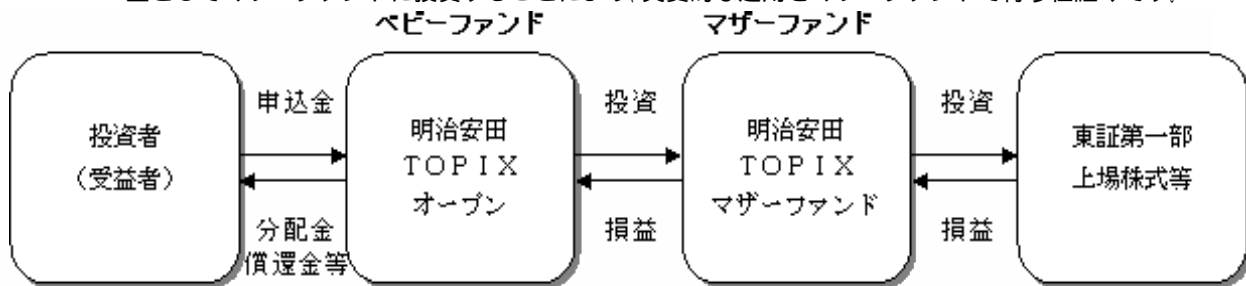
平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAM・TOPIXオープン」から
「明治安田TOPIXオープン」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド(以下「親投資信託」ともいいます。)で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社(委託者) : 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

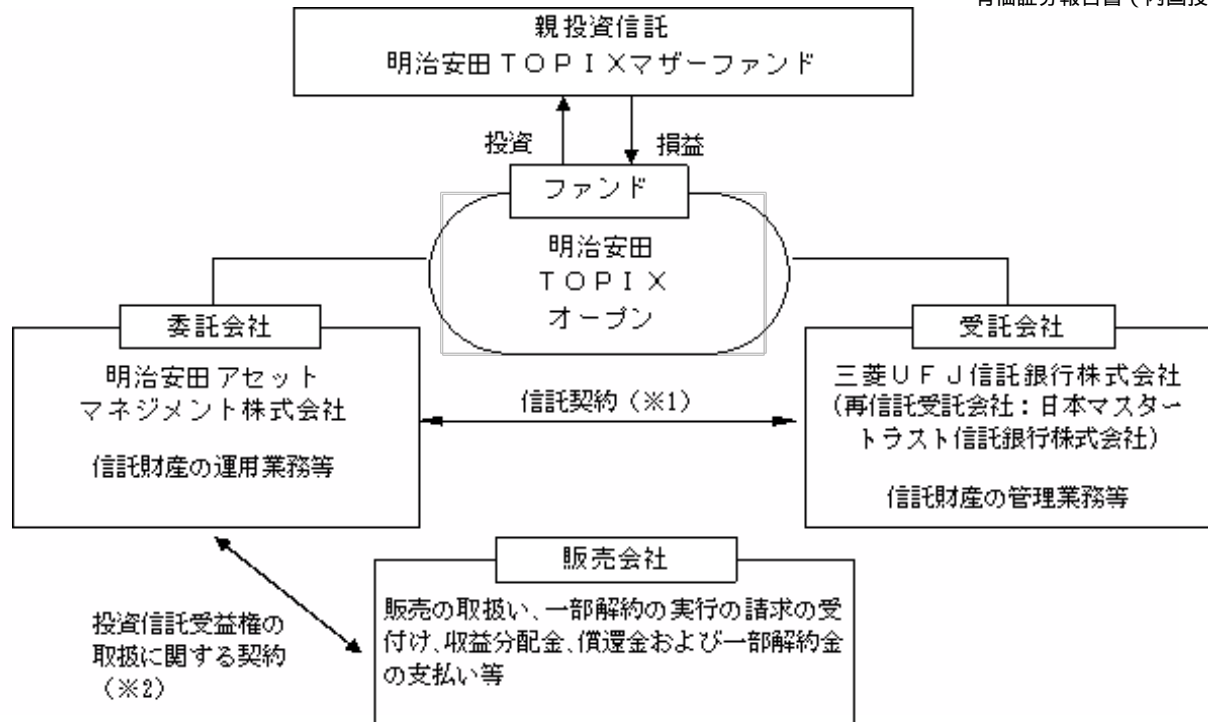
2. 受託会社(受託者) : 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60329 フランクフルト・アム・マイン, マイנטツァー・ラントシュトラッセ 11-13	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の形態等

ファミリーファンド方式を利用してTOPIX（東証株価指数）をベンチマークとしたパッシブ運用を行います。

投資対象

明治安田TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、当ファンドにおいて直接、東証一部上場銘柄に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）先物取引を行うことがあります。

投資態度

1. 東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
2. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
3. 株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。
5. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等の事情によっては、このような運用が出来ない場合があります。

TOPIXとは

TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といたします。）が算出、公表を行っています。東京証券取引所第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

- ・ TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。東京証券取引所は、ファンドの購入者又は公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。東京証券取引所は、当社又はファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・ ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ・ 上記に限らず、東京証券取引所はファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田TOPIXマザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場銘柄の株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。

株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

〔投資対象ユニバースの決定〕

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

〔組入銘柄および株数の決定〕

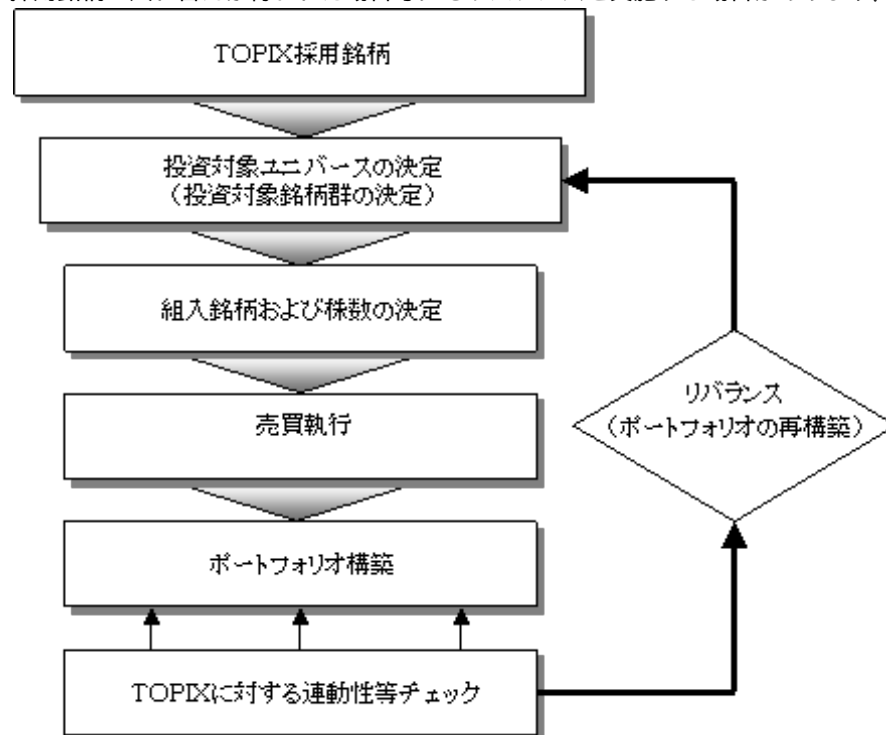
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

〔ポートフォリオの構築〕

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

〔リバランス〕

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限り、)

ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

二．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書、上記12. ならびに16. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券および上記12. ならびに16. の証券または証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

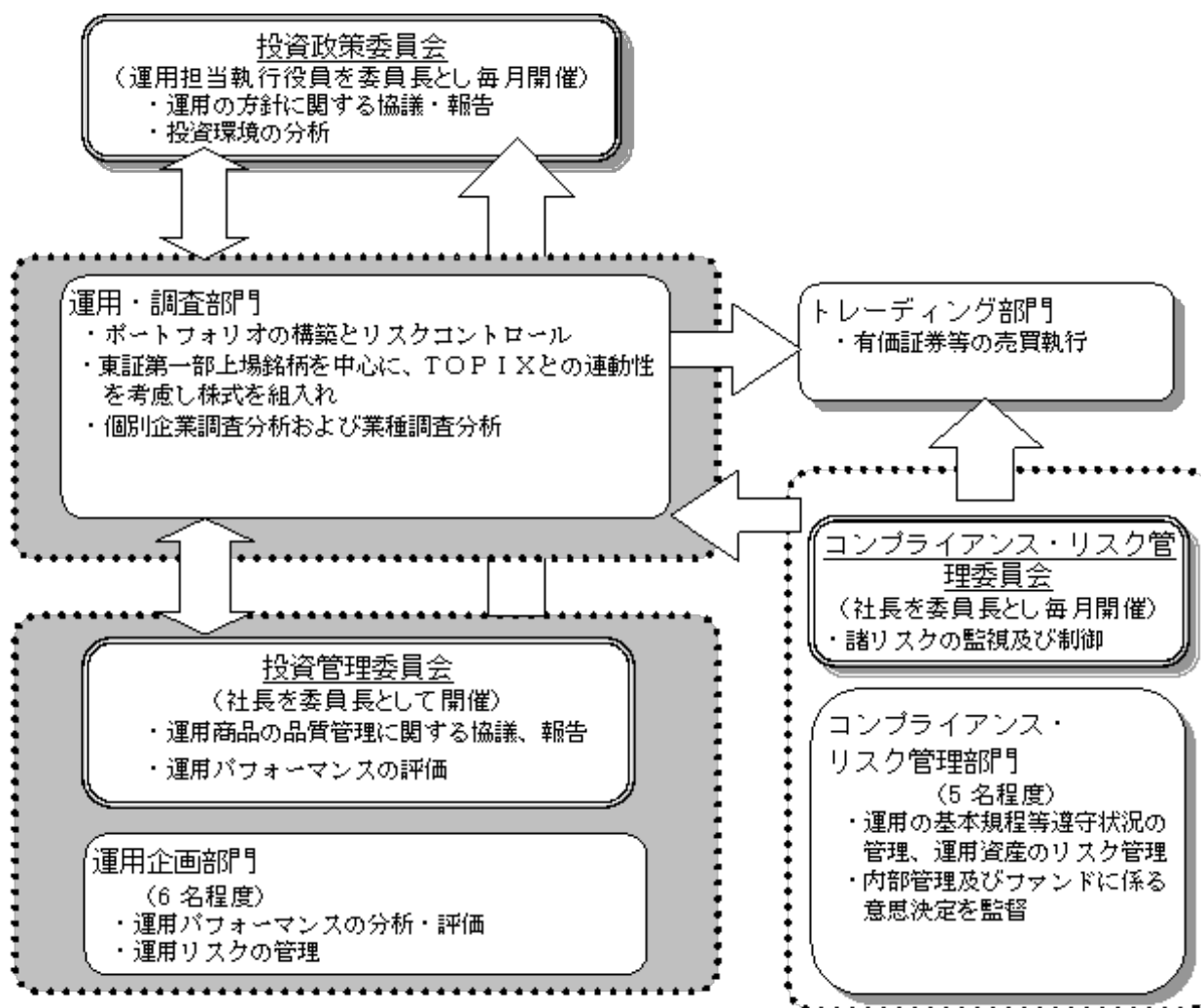
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（原則3月10日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<投資信託約款に基づく投資制限>

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(注)実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券の投資制限（約款 運用の基本方針）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する

ものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第30条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることが

できます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法律等で規制される投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

当ファンドは東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指しますが、基準価額と指数が完全に一致するものではありません。また、投資成果が指数を連動または上回ることを保証するものではありません。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

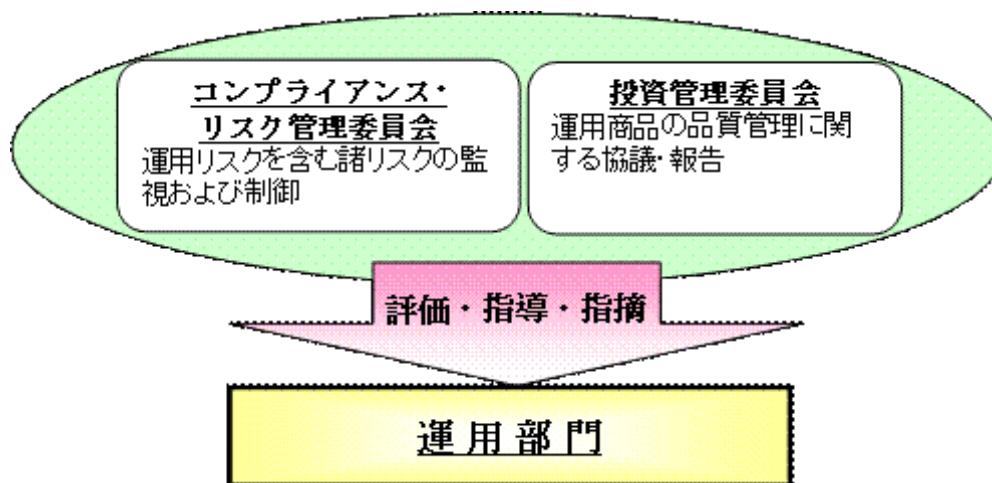
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります、以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.6300%（税抜0.60%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は以下のとおりです。

（年率）

合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.6300% (税抜0.60%)	0.2730% (税抜0.26%)	0.2625% (税抜0.25%)	0.0945% (税抜0.09%)

「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2) 個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

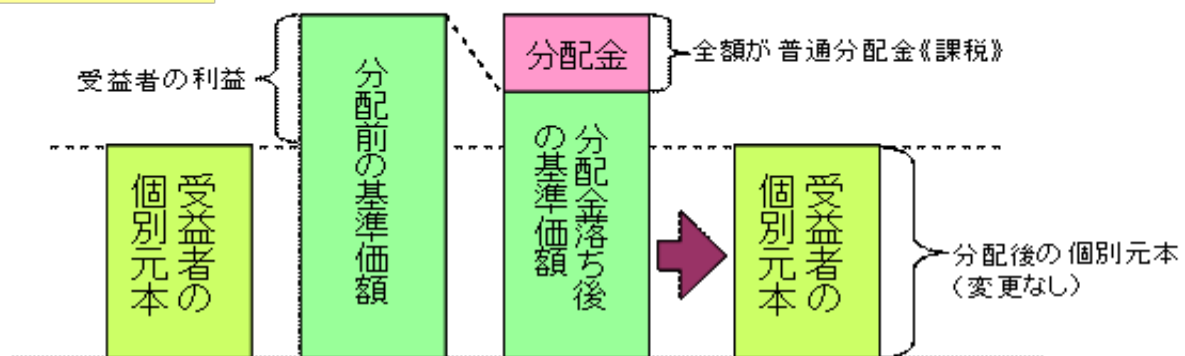
3) 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

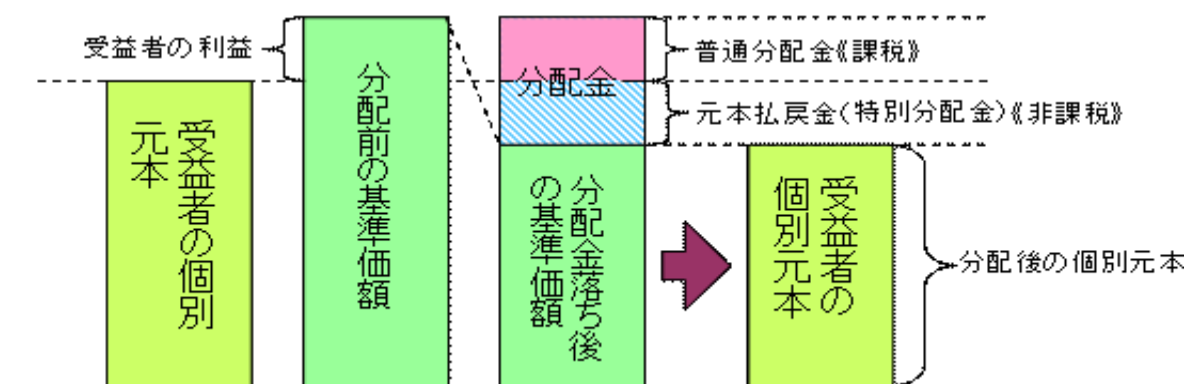
収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

①の場合



②の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

以下は平成25年3月29日現在の運用状況です。
 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
 投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田TOPIXマザーファンド受益証券	179,025,330	99.90
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	177,407	0.10
合計(純資産総額)	179,202,737	100.00

(参考)マザーファンドの投資状況

明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,170,699,080	96.89
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		133,790,051	3.11
合計(純資産総額)		4,304,489,131	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価 /簿価額(円)	評価単価 /評価額(円)	投資比率 (%)
1	明治安田TOPIX マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	120,873,223	1.4759 178,397,224	1.4811 179,025,330	99.90

2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産
 明治安田TOPIXマザーファンド
 投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	37,100	5,000.00	185,500,000	4,860.00	180,306,000	4.19
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	216,000	569.00	122,904,000	558.00	120,528,000	2.80
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	24,300	3,755.00	91,246,500	3,555.00	86,386,500	2.01
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	21,600	4,140.00	89,424,000	3,775.00	81,540,000	1.89
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	368,400	215.00	79,206,000	199.00	73,311,600	1.70
6	日本	株式	キヤノン	電気機器	17,900	3,505.00	62,739,500	3,400.00	60,860,000	1.41
7	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	13,700	3,745.00	51,306,500	4,340.00	59,458,000	1.38
8	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	11,300	5,140.00	58,082,000	5,030.00	56,839,000	1.32
9	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	17,900	3,036.85	54,359,768	3,000.00	53,700,000	1.25
10	日本	株式	三菱地所	不動産業	20,000	2,694.00	53,880,000	2,596.00	51,920,000	1.21
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,000	4,305.00	51,660,000	4,105.00	49,260,000	1.14
12	日本	株式	ファナック	電気機器	3,000	14,410.00	43,230,000	14,490.00	43,470,000	1.01
13	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	5,300	7,790.00	41,287,000	7,720.00	40,916,000	0.95
14	日本	株式	三菱商事	卸売業	22,200	1,864.00	41,380,800	1,743.00	38,694,600	0.90
15	日本	株式	日立製作所	電気機器	69,000	556.00	38,364,000	543.00	37,467,000	0.87
16	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	11,800	2,976.00	35,116,800	3,115.00	36,757,000	0.85
17	日本	株式	三井不動産	不動産業	13,000	2,635.00	34,255,000	2,639.00	34,307,000	0.80
18	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	6,700	5,220.00	34,974,000	5,060.00	33,902,000	0.79
19	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物 取引業	58,500	587.00	34,339,500	577.00	33,754,500	0.78
20	日本	株式	信越化学工業	化学	5,400	5,840.00	31,536,000	6,250.00	33,750,000	0.78
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	233	145,900.00	33,994,700	142,100.00	33,109,300	0.77
22	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	36,300	993.00	36,045,900	905.00	32,851,500	0.76
23	日本	株式	三井物産	卸売業	24,300	1,419.00	34,481,700	1,313.00	31,905,900	0.74
24	日本	株式	小松製作所	機械	14,100	2,291.00	32,303,100	2,249.00	31,710,900	0.74
25	日本	株式	KDDI	情報・通信業	8,000	3,670.00	29,360,000	3,870.00	30,960,000	0.72
26	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	9,500	3,250.00	30,875,000	3,170.00	30,115,000	0.70
27	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	128,000	250.00	32,000,000	235.00	30,080,000	0.70
28	日本	株式	ソニー	電気機器	18,300	1,508.00	27,596,400	1,642.00	30,048,600	0.70
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	11,000	2,865.00	31,515,000	2,650.00	29,150,000	0.68
30	日本	株式	デンソー	輸送用機器	7,100	4,100.00	29,110,000	3,985.00	28,293,500	0.66

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.89
合計	96.89

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)
電気機器	11.05
輸送用機器	10.80
銀行業	10.46
情報・通信業	5.93
化学	5.54
医薬品	4.96
機械	4.96
卸売業	4.61
小売業	4.33
陸運業	4.27
食料品	4.04
不動産業	3.43
建設業	2.29
保険業	2.18
電気・ガス業	2.14
サービス業	2.04
証券・商品先物取引業	1.61
鉄鋼	1.50
その他製品	1.39
精密機器	1.22
その他金融業	1.13
非鉄金属	1.05
ゴム製品	0.99
ガラス・土石製品	0.86
繊維製品	0.81
石油・石炭製品	0.67
金属製品	0.64
鉱業	0.53
空運業	0.50
海運業	0.34
パルプ・紙	0.27
倉庫・運輸関連業	0.25
水産・農林業	0.11
合 計	96.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

株価指数先物取引

銘柄名	取引所	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 TOPIX先物	東京証券取引所	買建	10	104,090,040	103,850,000	2.41

(注) 評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成16年3月10日)	4,406,781,560	4,406,781,560	13,725	13,725
第2計算期間末(平成17年3月10日)	2,296,401,146	2,321,924,455	14,396	14,556
第3計算期間末(平成18年3月10日)	2,254,715,716	2,272,879,687	19,861	20,021
第4計算期間末(平成19年3月12日)	255,627,456	257,578,487	20,963	21,123
第5計算期間末(平成20年3月10日)	165,201,789	167,005,605	14,654	14,814
第6計算期間末(平成21年3月10日)	99,702,647	99,702,647	8,541	8,541
第7計算期間末(平成22年3月10日)	144,387,303	146,719,160	11,145	11,325
第8計算期間末(平成23年3月10日)	151,937,213	154,377,403	11,208	11,388
第9計算期間末(平成24年3月12日)	148,622,712	148,622,712	10,346	10,346
第10計算期間末(平成25年3月11日)	172,228,597	175,212,989	12,696	12,916

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年3月末日	152,188,784	10,565
平成24年4月末日	142,661,214	9,938
平成24年5月末日	127,323,977	8,894
平成24年6月末日	137,196,078	9,519
平成24年7月末日	131,027,291	9,097
平成24年8月末日	130,865,180	9,034
平成24年9月末日	134,197,278	9,197
平成24年10月末日	133,180,658	9,251
平成24年11月末日	142,338,157	9,731
平成24年12月末日	155,431,691	10,699
平成24年1月末日	170,388,470	11,687
平成24年2月末日	164,336,004	12,128
平成24年3月末日	179,202,737	12,738

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	0
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	160
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	160
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	160
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	160
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	0
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	180
第8期計算期間(平成22年3月11日から平成23年3月10日まで)	180
第9期計算期間(平成23年3月11日から平成24年3月12日まで)	0
第10期計算期間(平成24年3月13日から平成25年3月11日まで)	220

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	37.25
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	6.05
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	39.07
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	6.35
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	29.33
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	41.72
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	32.60
第8期計算期間(平成22年3月11日から平成23年3月10日まで)	2.18
第9期計算期間(平成23年3月11日から平成24年3月12日まで)	7.69
第10期計算期間(平成24年3月13日から平成25年3月11日まで)	24.84

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成15年5月23日から平成16年3月10日まで)	3,212,291,432	1,432,466
第2期計算期間(平成16年3月11日から平成17年3月10日まで)	67,490,755	1,683,142,902
第3期計算期間(平成17年3月11日から平成18年3月10日まで)	66,360,870	526,319,466
第4期計算期間(平成18年3月11日から平成19年3月12日まで)	60,289,581	1,073,598,350
第5期計算期間(平成19年3月13日から平成20年3月10日まで)	27,512,412	36,713,322
第6期計算期間(平成20年3月11日から平成21年3月10日まで)	23,474,826	19,481,024
第7期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)	28,396,499	15,581,182
第8期計算期間(平成22年3月11日から平成23年3月10日まで)	19,266,110	13,247,641
第9期計算期間(平成23年3月11日から平成24年3月12日まで)	21,180,880	13,098,918
第10期計算期間(平成24年3月13日から平成25年3月11日まで)	18,844,753	26,838,657

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. 申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ、当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

2【換金(解約)手続等】

・信託の一部解約(解約請求制)

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス(<http://www.myam.co.jp/>)
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。
5. 換金単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日と します。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3. の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「 信託約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会

社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎及び償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として決算日から起算して5営業日までに)、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成24年3月13日から平成25年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治安田TOPIXオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成24年3月12日現在)	第10期 (平成25年3月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	545,928	3,760,355
親投資信託受益証券	148,494,944	171,917,224
未収利息	-	6
流動資産合計	149,040,872	175,677,585
資産合計	149,040,872	175,677,585
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	2,984,392
未払受託者報酬	62,224	69,129
未払委託者報酬	352,541	391,683
その他未払費用	3,395	3,784
流動負債合計	418,160	3,448,988
負債合計	418,160	3,448,988
純資産の部		
元本等		
元本	143,648,094	135,654,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,974,618	36,574,407
(分配準備積立金)	52,271,137	43,414,249
元本等合計	148,622,712	172,228,597
純資産合計	148,622,712	172,228,597
負債純資産合計	149,040,872	175,677,585

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自平成23年3月11日 至平成24年3月12日)	第10期 (自平成24年3月13日 至平成25年3月11日)
営業収益		
受取利息	40	47
有価証券売買等損益	10,395,547	37,452,280
営業収益合計	10,395,507	37,452,327
営業費用		
受託者報酬	128,630	133,866
委託者報酬	728,800	758,426
その他費用	7,020	7,315
営業費用合計	864,450	899,607
営業利益又は営業損失()	11,259,957	36,552,720
経常利益又は経常損失()	11,259,957	36,552,720
当期純利益又は当期純損失()	11,259,957	36,552,720
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,680,829	844,780
期首剰余金又は期首欠損金()	16,371,081	4,974,618
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,817,335	1,123,759
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,481,033	779,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	336,302	344,734
分配金	-	2,984,392
期末剰余金又は期末欠損金()	4,974,618	36,574,407

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期 (自平成24年3月13日 至平成25年3月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成24年3月13日から平成25年3月11日までとなっております。

(追加情報)

第10期 (自平成24年3月13日 至平成25年3月11日)
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (平成24年3月12日現在)	第10期 (平成25年3月11日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	143,648,094口	135,654,190口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0346円	1.2696円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自平成23年3月11日 至平成24年3月12日)			第10期 (自平成24年3月13日 至平成25年3月11日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、145,060,659円 (10,000口当たり10,098円32銭)であり、分配金は0円と しております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、140,114,220円 (10,000口当たり10,328円76銭)のうち、2,984,392円 (10,000口当たり220円00銭)を分配金額としておりま す。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	2,208,327円	配当等収益額（費用控除後）	A	3,104,292円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	92,789,522円	収益調整金額	C	93,715,579円
分配準備積立金額	D	50,062,810円	分配準備積立金額	D	43,294,349円
分配対象額（A + B + C + D）	E	145,060,659円	分配対象額（A + B + C + D）	E	140,114,220円
期末受益権口数	F	143,648,094口	期末受益権口数	F	135,654,190口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	10,098円 32銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	10,328円 76銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	220円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,984,392円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第10期 (自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第10期 (平成25年 3月11日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 (平成24年 3月12日現在)	第10期 (平成25年 3月11日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,727,147	36,077,221
合計	8,727,147	36,077,221

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第9期 (平成24年 3月12日現在)	第10期 (平成25年 3月11日現在)
	1. 期首元本額	135,566,132円
期中追加設定元本額	21,180,880円	18,844,753円
期中一部解約元本額	13,098,918円	26,838,657円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田TOPIXマザーファンド	116,490,869	171,917,224	
	合計	116,490,869	171,917,224	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田TOPIXマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田TOPIXマザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成25年3月11日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		125,078,384
株式 1		4,180,359,920
派生商品評価勘定		4,141,600
未収入金		458,320
未収配当金		5,166,530
未収利息		205
流動資産合計		4,315,204,959
資産合計		4,315,204,959
負債の部		
流動負債		
前受金		2,585,000
未払解約金		21,790,000
流動負債合計		24,375,000
負債合計		24,375,000
純資産の部		
元本等		
元本		2,907,545,439
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		1,383,284,520
元本等合計		4,290,829,959
純資産合計		4,290,829,959
負債純資産合計		4,315,204,959

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

(追加情報)

(自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日)
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年 3月11日現在)
1. 1 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。
	株式 71,885,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,907,545,439口
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4758円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日)	
1.	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成25年 3月11日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成25年 3月11日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	790,801,563
合計	790,801,563

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	（平成25年3月11日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	99,150,000 (99,158,400)	- (-)	103,300,000	4,150,000 (4,141,600)
合計		99,150,000 (99,158,400)	- (-)	103,300,000	4,150,000 (4,141,600)

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成25年3月11日現在）	
1．期首元本額		3,230,099,528円
期中追加設定元本額		367,198,112円
期中一部解約元本額		689,752,201円
期末現在における元本の内訳（注）	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	1,248,408,940円
	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	5,451,127円
	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	4,849,097円
	明治安田TOPIXオープン	116,490,869円
	明治安田DC・TOPIXオープン	1,459,988,117円
	明治安田VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	72,357,289円
	合計	2,907,545,439円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[次へ](#)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	3,000	224	672,000	
日本水産	5,100	195	994,500	
マルハニチロホールディングス	8,000	182	1,456,000	
サカタのタネ	700	1,227	858,900	
ホクト	500	1,818	909,000	
日鉄鉱業	1,000	492	492,000	
三井松島産業	3,000	184	552,000	
国際石油開発帝石	39	525,000	20,475,000	
日本海洋掘削	100	5,480	548,000	
石油資源開発	500	3,950	1,975,000	
ショーボンドホールディングス	300	3,335	1,000,500	
ミライト・ホールディングス	1,100	869	955,900	
間組	1,800	238	428,400	
東急建設	1,970	226	445,220	
コムシスホールディングス	1,700	1,171	1,990,700	
ミサワホーム	500	1,431	715,500	
高松コンストラクショングループ	400	1,428	571,200	
東建コーポレーション	150	6,070	910,500	
大成建設	17,000	276	4,692,000	
大林組	10,000	492	4,920,000	
清水建設	11,000	317	3,487,000	
長谷工コーポレーション	22,500	88	1,980,000	
鹿島建設	15,000	274	4,110,000	
不動テトラ	3,200	198	633,600	
鉄建建設	3,000	120	360,000	
西松建設	5,000	169	845,000	
三井住友建設	6,300	77	485,100	
前田建設工業	2,000	399	798,000	
奥村組	3,000	392	1,176,000	
東鉄工業	500	1,439	719,500	
戸田建設	5,000	219	1,095,000	
熊谷組	4,000	104	416,000	
大東建託	1,200	8,120	9,744,000	
N I P P O	1,000	1,174	1,174,000	
前田道路	1,000	1,335	1,335,000	
日本道路	1,000	420	420,000	
東亜建設工業	4,000	140	560,000	
東洋建設	1,400	315	441,000	
五洋建設	4,500	241	1,084,500	
住友林業	2,400	975	2,340,000	
エス・バイ・エル	3,000	162	486,000	
パナホーム	1,000	638	638,000	
大和ハウス工業	8,000	1,881	15,048,000	
ライト工業	1,100	474	521,400	
積水ハウス	10,000	1,249	12,490,000	
中電工	600	1,008	604,800	
関電工	2,000	445	890,000	
きんでん	2,000	627	1,254,000	
日本電設工業	1,000	955	955,000	
協和エクシオ	1,300	1,011	1,314,300	
九電工	1,000	448	448,000	
三機工業	1,000	533	533,000	
日揮	3,000	2,443	7,329,000	
中外炉工業	2,000	259	518,000	
太平電業	1,000	584	584,000	
高砂熱学工業	1,200	701	841,200	
大気社	500	2,115	1,057,500	
日比谷総合設備	600	979	587,400	
東芝プラントシステム	1,000	1,182	1,182,000	

東洋エンジニアリング	2,000	443	886,000
千代田化工建設	2,000	1,088	2,176,000
新興ブランテック	800	763	610,400
日本製粉	2,000	434	868,000
日清製粉グループ本社	3,000	1,299	3,897,000
昭和産業	3,000	324	972,000
東洋精糖	5,000	109	545,000
日本甜菜製糖	3,000	183	549,000
三井製糖	2,000	308	616,000
森永製菓	4,000	210	840,000
中村屋	2,000	439	878,000
江崎グリコ	1,000	949	949,000
不二家	3,000	198	594,000
山崎製パン	2,000	1,138	2,276,000
カルビー	300	8,040	2,412,000
森永乳業	3,000	288	864,000
ヤクルト本社	1,900	3,590	6,821,000
明治ホールディングス	1,000	4,270	4,270,000
雪印メグミルク	700	1,474	1,031,800
プリマハム	3,000	222	666,000
日本ハム	3,000	1,529	4,587,000
伊藤ハム	2,000	462	924,000
丸大食品	2,000	317	634,000
S Foods	500	886	443,000
サッポロホールディングス	6,000	376	2,256,000
アサヒグループホールディングス	6,500	2,232	14,508,000
キリンホールディングス	14,000	1,485	20,790,000
宝ホールディングス	3,000	819	2,457,000
コカ・コーラウエスト	1,100	1,617	1,778,700
ダイトードリンコ	200	4,100	820,000
伊藤園	900	2,014	1,812,600
キーコーヒー	500	1,530	765,000
ジャパンフーズ	600	1,035	621,000
日清オイリオグループ	2,000	350	700,000
不二製油	900	1,402	1,261,800
J-オイルミルズ	2,000	304	608,000
キッコーマン	3,000	1,513	4,539,000
味の素	8,000	1,313	10,504,000
キュービー	1,500	1,280	1,920,000
ハウス食品	1,100	1,612	1,773,200
カゴメ	1,100	1,796	1,975,600
アリアケジャパン	400	1,957	782,800
ニチレイ	4,000	531	2,124,000
東洋水産	1,000	2,876	2,876,000
日清食品ホールディングス	1,200	4,010	4,812,000
ロック・フィールド	400	1,737	694,800
日本たばこ産業	14,200	3,010	42,742,000
わらべや日洋	300	1,522	456,600
ミヨシ油脂	2,000	172	344,000
片倉工業	700	1,120	784,000
ゲンゼ	3,000	255	765,000
東洋紡	14,000	167	2,338,000
ユニチカ	16,000	53	848,000
富士紡ホールディングス	2,000	281	562,000
日清紡ホールディングス	2,000	668	1,336,000
倉敷紡績	5,000	176	880,000
日本毛織	1,000	752	752,000
ダイドーリミテッド	900	721	648,900
帝人	13,000	215	2,795,000
東レ	23,000	598	13,754,000
アツギ	6,000	115	690,000
セーレン	1,200	569	682,800
ワコールホールディングス	2,000	1,018	2,036,000
ホギメディカル	200	4,880	976,000
T S Iホールディングス	1,800	490	882,000
三陽商会	2,000	276	552,000

オンワードホールディングス	2,000	758	1,516,000
ゴールドウイン	1,000	594	594,000
デサント	1,000	606	606,000
特種東海製紙	3,000	224	672,000
王子ホールディングス	14,000	340	4,760,000
三菱製紙	8,000	99	792,000
北越紀州製紙	2,500	507	1,267,500
大王製紙	1,000	629	629,000
日本製紙グループ本社	1,600	1,507	2,411,200
レンゴー	3,000	454	1,362,000
クラレ	5,200	1,301	6,765,200
旭化成	19,000	607	11,533,000
昭和電工	20,000	140	2,800,000
住友化学	21,000	294	6,174,000
日産化学工業	2,300	1,177	2,707,100
クレハ	3,000	351	1,053,000
石原産業	8,000	87	696,000
日本曹達	3,000	424	1,272,000
東ソー	9,000	277	2,493,000
トクヤマ	5,000	252	1,260,000
セントラル硝子	3,000	320	960,000
東亜合成	4,000	395	1,580,000
ダイソー	2,000	288	576,000
電気化学工業	7,000	355	2,485,000
信越化学工業	5,400	5,840	31,536,000
日本カーバイド工業	1,000	405	405,000
堺化学工業	2,000	310	620,000
エア・ウォーター	3,000	1,313	3,939,000
大陽日酸	4,000	686	2,744,000
日本パーカライジング	1,000	1,641	1,641,000
ステラ ケミファ	200	1,899	379,800
日本触媒	2,000	831	1,662,000
大日精化工業	2,000	449	898,000
カネカ	4,000	550	2,200,000
三菱瓦斯化学	5,000	692	3,460,000
三井化学	14,000	218	3,052,000
J S R	3,000	1,987	5,961,000
東京応化工業	700	1,978	1,384,600
三菱ケミカルホールディングス	19,000	450	8,550,000
日本合成化学工業	1,000	813	813,000
ダイセル	4,000	717	2,868,000
住友ベークライト	3,000	392	1,176,000
積水化学工業	6,000	967	5,802,000
日本ゼオン	3,000	1,011	3,033,000
アイカ工業	900	1,647	1,482,300
宇部興産	16,000	199	3,184,000
積水樹脂	1,000	1,176	1,176,000
旭有機材工業	2,000	216	432,000
日立化成	1,300	1,380	1,794,000
大倉工業	1,000	440	440,000
日本化薬	2,000	1,081	2,162,000
A D E K A	1,500	837	1,255,500
日油	3,000	450	1,350,000
花王	8,000	3,140	25,120,000
三洋化成工業	1,000	520	520,000
大日本塗料	3,000	179	537,000
日本ペイント	3,000	903	2,709,000
関西ペイント	3,000	1,047	3,141,000
中国塗料	1,000	491	491,000
太陽ホールディングス	300	2,694	808,200
D I C	11,000	209	2,299,000
サカタインクス	1,000	527	527,000
東洋インキ S C ホールディングス	3,000	450	1,350,000
富士フイルムホールディングス	6,500	1,827	11,875,500
資生堂	5,400	1,362	7,354,800
ライオン	4,000	501	2,004,000

高砂香料工業	1,000	518	518,000
マンダム	400	3,040	1,216,000
ファンケル	1,000	1,093	1,093,000
コーセー	600	2,224	1,334,400
ドクターシーラボ	3	266,500	799,500
ポーラ・オルビスホールディングス	400	3,000	1,200,000
コニシ	300	1,700	510,000
長谷川香料	500	1,396	698,000
小林製薬	400	4,510	1,804,000
日本高純度化学	2	227,300	454,600
アース製薬	300	3,135	940,500
クミアイ化学工業	1,000	568	568,000
日本農薬	1,000	590	590,000
アキレス	5,000	150	750,000
日東電工	2,500	5,510	13,775,000
レック	300	1,436	430,800
藤森工業	300	2,135	640,500
J S P	400	1,450	580,000
エフピコ	200	6,530	1,306,000
ニフコ	700	2,015	1,410,500
日本バルカー工業	2,000	254	508,000
ユニ・チャーム	1,600	5,570	8,912,000
協和発酵キリン	4,000	1,004	4,016,000
武田薬品工業	11,300	5,140	58,082,000
アステラス製薬	6,700	5,220	34,974,000
大日本住友製薬	2,300	1,468	3,376,400
塩野義製薬	4,500	1,900	8,550,000
田辺三菱製薬	2,400	1,401	3,362,400
日本新薬	1,000	1,350	1,350,000
中外製薬	3,500	2,188	7,658,000
科研製薬	1,000	1,717	1,717,000
エーザイ	3,700	4,265	15,780,500
ロート製薬	1,000	1,318	1,318,000
小野薬品工業	1,400	5,150	7,210,000
久光製薬	900	5,090	4,581,000
持田製薬	1,000	1,145	1,145,000
参天製薬	1,100	4,375	4,812,500
扶桑薬品工業	2,000	405	810,000
ツムラ	900	3,460	3,114,000
日医工	600	2,156	1,293,600
キッセイ薬品工業	700	1,914	1,339,800
生化学工業	800	1,017	813,600
鳥居薬品	300	2,302	690,600
東和薬品	200	5,090	1,018,000
沢井製薬	200	11,130	2,226,000
ゼリア新薬工業	1,000	1,487	1,487,000
第一三共	9,500	1,786	16,967,000
キョーリン製薬ホールディングス	900	2,336	2,102,400
大塚ホールディングス	5,800	3,190	18,502,000
大正製薬ホールディングス	700	6,640	4,648,000
日本コークス工業	5,000	131	655,000
昭和シェル石油	3,000	671	2,013,000
コスモ石油	9,000	212	1,908,000
東燃ゼネラル石油	4,000	924	3,696,000
ピーピー・カストロール	1,400	390	546,000
A O Cホールディングス	1,200	376	451,200
出光興産	300	8,660	2,598,000
J Xホールディングス	33,200	553	18,359,600
横浜ゴム	4,000	918	3,672,000
東洋ゴム工業	3,000	407	1,221,000
ブリヂストン	9,500	3,250	30,875,000
住友ゴム工業	2,400	1,539	3,693,600
オカモト	2,000	321	642,000
ニッタ	400	1,764	705,600
東海ゴム工業	700	1,135	794,500
三ツ星ベルト	1,000	518	518,000

バンドー化学	2,000	295	590,000
日東紡績	3,000	364	1,092,000
旭硝子	15,000	627	9,405,000
日本電気硝子	6,000	438	2,628,000
住友大阪セメント	6,000	291	1,746,000
太平洋セメント	18,000	236	4,248,000
東海カーボン	3,000	320	960,000
日本カーボン	3,000	193	579,000
東洋炭素	200	2,124	424,800
ノリタケカンパニーリミテド	3,000	236	708,000
TOTO	5,000	840	4,200,000
日本碍子	4,000	1,071	4,284,000
日本特殊陶業	3,000	1,381	4,143,000
フジインコーポレーテッド	400	1,382	552,800
ニチアス	2,000	500	1,000,000
ニチハ	500	1,310	655,000
新日鐵住金	128,000	250	32,000,000
神戸製鋼所	43,000	123	5,289,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	7,800	1,986	15,490,800
日新製鋼ホールディングス	1,500	775	1,162,500
東京製鐵	2,000	454	908,000
共英製鋼	300	1,652	495,600
大和工業	600	2,625	1,575,000
淀川製鋼所	3,000	353	1,059,000
丸一鋼管	1,000	2,363	2,363,000
大同特殊鋼	5,000	504	2,520,000
山陽特殊製鋼	2,000	375	750,000
愛知製鋼	2,000	395	790,000
日立金属	2,000	914	1,828,000
大平洋金属	2,000	496	992,000
日本電工	2,000	288	576,000
栗本鐵工所	2,000	325	650,000
三菱製鋼	3,000	211	633,000
日本軽金属ホールディングス	8,500	112	952,000
三井金属鉱業	9,000	224	2,016,000
東邦亜鉛	2,000	390	780,000
三菱マテリアル	18,000	290	5,220,000
住友金属鉱山	8,000	1,398	11,184,000
DOWAホールディングス	4,000	718	2,872,000
古河機械金属	8,000	106	848,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	1,784	713,600
東邦チタニウム	700	751	525,700
住友軽金属工業	9,000	96	864,000
古河スカイ	2,000	275	550,000
古河電気工業	10,000	222	2,220,000
住友電気工業	10,600	1,193	12,645,800
フジクラ	6,000	321	1,926,000
昭和電線ホールディングス	7,000	88	616,000
タツタ電線	900	608	547,200
日立電線	4,000	154	616,000
リョービ	2,000	217	434,000
アサヒホールディングス	500	1,908	954,000
トーカロ	300	1,411	423,300
SUMCO	2,100	1,039	2,181,900
東洋製罐	2,300	1,346	3,095,800
横河ブリッジホールディングス	1,000	801	801,000
三和ホールディングス	3,000	461	1,383,000
文化シャッター	1,000	482	482,000
三協立山	500	1,812	906,000
LIXILグループ	4,200	1,935	8,127,000
ノーリツ	700	1,739	1,217,300
長府製作所	400	1,986	794,400
リンナイ	500	6,690	3,345,000
岡部	1,000	736	736,000
東プレ	800	906	724,800
高周波熱錬	700	709	496,300

東京製綱	4,000	118	472,000
日本発條	2,200	885	1,947,000
日本製鋼所	5,000	532	2,660,000
三浦工業	500	2,361	1,180,500
タクマ	1,000	607	607,000
ツガミ	1,000	545	545,000
オークマ	2,000	672	1,344,000
東芝機械	2,000	462	924,000
アマダ	5,000	608	3,040,000
アイダエンジニアリング	900	784	705,600
牧野フライス製作所	2,000	575	1,150,000
オーエスジー	1,300	1,322	1,718,600
旭ダイヤモンド工業	900	891	801,900
森精機製作所	1,800	1,084	1,951,200
ディスコ	400	5,620	2,248,000
島精機製作所	500	2,008	1,004,000
日阪製作所	1,000	946	946,000
ナプテスコ	1,600	1,790	2,864,000
三井海洋開発	300	3,030	909,000
S M C	900	17,590	15,831,000
ホソカワミクロン	1,000	807	807,000
ユニオンツール	300	1,837	551,100
オイレス工業	400	1,791	716,400
サトーホールディングス	400	1,733	693,200
小松製作所	14,100	2,291	32,303,100
住友重機械工業	9,000	391	3,519,000
日立建機	1,600	2,092	3,347,200
井関農機	3,000	347	1,041,000
クボタ	16,000	1,247	19,952,000
月島機械	1,000	866	866,000
新東工業	800	874	699,200
アイチ コーポレーション	1,000	456	456,000
小森コーポレーション	900	974	876,600
荏原製作所	6,000	393	2,358,000
西島製作所	600	843	505,800
ダイキン工業	4,000	3,810	15,240,000
オルガノ	1,000	529	529,000
トヨーカネツ	2,000	370	740,000
栗田工業	1,600	2,092	3,347,200
椿本チエイン	2,000	477	954,000
ダイフク	1,500	697	1,045,500
タダノ	2,000	1,042	2,084,000
フジテック	1,000	840	840,000
C K D	1,000	670	670,000
平和	700	1,872	1,310,400
理想科学工業	300	1,904	571,200
S A N K Y O	900	4,205	3,784,500
マースエンジニアリング	200	2,019	403,800
アマノ	1,100	903	993,300
サンデン	2,000	402	804,000
蛇の目ミシン工業	5,000	80	400,000
マックス	1,000	1,187	1,187,000
グローリー	900	2,196	1,976,400
セガサミーホールディングス	3,100	1,794	5,561,400
リケン	2,000	398	796,000
T P R	400	1,383	553,200
ホシザキ電機	600	2,697	1,618,200
日本精工	7,000	733	5,131,000
N T N	7,000	264	1,848,000
ジェイテクト	3,300	942	3,108,600
不二越	3,000	359	1,077,000
日本トムソン	1,000	464	464,000
T H K	2,000	1,773	3,546,000
イーグル工業	1,000	914	914,000
キッツ	1,500	475	712,500
日立工機	900	784	705,600

マキタ	1,700	4,450	7,565,000
日立造船	12,500	160	2,000,000
三菱重工業	48,000	545	26,160,000
I H I	20,000	291	5,820,000
イビデン	1,900	1,518	2,884,200
コニカミノルタホールディングス	8,000	749	5,992,000
ブラザー工業	3,900	1,067	4,161,300
ミネベア	5,000	338	1,690,000
日立製作所	69,000	556	38,364,000
東芝	57,000	477	27,189,000
三菱電機	29,000	818	23,722,000
富士電機	9,000	269	2,421,000
安川電機	3,000	943	2,829,000
シンフォニアテクノロジー	3,000	173	519,000
明電舎	4,000	296	1,184,000
デンヨー	500	1,217	608,500
東芝テック	2,000	578	1,156,000
マブチモーター	400	4,940	1,976,000
日本電産	1,500	5,660	8,490,000
ダイヘン	2,000	303	606,000
JVCケンウッド	2,400	252	604,800
日新電機	1,000	446	446,000
大崎電気工業	1,000	474	474,000
オムロン	3,200	2,463	7,881,600
日東工業	500	1,415	707,500
I D E C	600	849	509,400
ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,000	461	2,766,000
メルコホールディングス	300	1,778	533,400
日本電気	38,000	252	9,576,000
富士通	28,000	421	11,788,000
電気興業	1,000	430	430,000
サンケン電気	2,000	417	834,000
アイホン	300	1,528	458,400
セイコーエプソン	2,200	977	2,149,400
ワコム	6	373,500	2,241,000
アルバック	700	839	587,300
アクセル	200	2,050	410,000
ナナオ	400	1,627	650,800
日本信号	900	717	645,300
パナソニック	33,300	670	22,311,000
アンリツ	2,000	1,481	2,962,000
富士通ゼネラル	1,000	761	761,000
日立国際電気	1,000	888	888,000
ソニー	18,300	1,508	27,596,400
T D K	1,700	3,240	5,508,000
ミツミ電機	1,600	559	894,400
アルプス電気	2,500	644	1,610,000
パイオニア	4,400	195	858,000
日本電波工業	500	1,004	502,000
フォスター電機	400	1,322	528,800
S M K	2,000	284	568,000
東光	2,000	275	550,000
ホシデン	1,100	593	652,300
ヒロセ電機	500	12,060	6,030,000
日本航空電子工業	1,000	756	756,000
ユニデン	2,000	245	490,000
アルパイン	800	972	777,600
アイコム	300	2,015	604,500
船井電機	500	1,222	611,000
横河電機	3,100	905	2,805,500
新電元工業	1,000	368	368,000
アズビル	800	2,027	1,621,600
日本光電工業	600	3,160	1,896,000
共和電業	2,000	300	600,000
堀場製作所	600	2,891	1,734,600
アドバンテスト	2,100	1,384	2,906,400

キーエンス	700	27,750	19,425,000
日置電機	300	1,393	417,900
シスメックス	1,000	5,440	5,440,000
メガチップス	300	1,466	439,800
OBARA GROUP	300	1,719	515,700
コーセル	700	1,056	739,200
スタンレー電気	2,300	1,671	3,843,300
岩崎電気	2,000	210	420,000
ウシオ電機	1,800	994	1,789,200
日本セラミック	300	1,532	459,600
日本電子	2,000	398	796,000
カシオ計算機	3,100	752	2,331,200
ファナック	3,000	14,410	43,230,000
エンブラス	100	3,790	379,000
ローム	1,500	3,600	5,400,000
浜松ホトニクス	1,100	3,700	4,070,000
三井ハイテック	600	755	453,000
新光電気工業	1,200	788	945,600
京セラ	2,400	8,380	20,112,000
太陽誘電	1,600	1,150	1,840,000

[次へ](#)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
村田製作所	3,000	6,620	19,860,000	
ユーシン	700	676	473,200	
双葉電子工業	700	1,085	759,500	
北陸電気工業	4,000	124	496,000	
ニチコン	1,100	807	887,700	
日本ケミコン	2,000	273	546,000	
K O A	600	880	528,000	
小糸製作所	1,000	1,604	1,604,000	
ミツバ	1,000	896	896,000	
スター精密	700	935	654,500	
大日本スクリーン製造	3,000	477	1,431,000	
キヤノン電子	400	1,889	755,600	
キヤノン	17,900	3,505	62,739,500	
リコー	9,000	1,057	9,513,000	
東京エレクトロン	2,500	4,285	10,712,500	
トヨタ紡織	1,100	1,332	1,465,200	
鬼怒川ゴム工業	1,000	467	467,000	
ユニプレス	600	2,099	1,259,400	
豊田自動織機	2,600	3,495	9,087,000	
モリタホールディングス	1,000	861	861,000	
デンソー	7,100	4,100	29,110,000	
東海理化電機製作所	800	1,807	1,445,600	
三井造船	12,000	189	2,268,000	
佐世保重工業	4,000	115	460,000	
川崎重工業	23,000	304	6,992,000	
日本車輛製造	1,000	394	394,000	
日産自動車	36,300	993	36,045,900	
いすゞ自動車	17,000	604	10,268,000	
トヨタ自動車	37,100	5,000	185,500,000	
日野自動車	4,000	1,100	4,400,000	
三菱自動車工業	72,000	108	7,776,000	
武蔵精密工業	400	2,037	814,800	
日産車体	1,000	1,175	1,175,000	
新明和工業	1,000	661	661,000	
極東開発工業	700	1,017	711,900	
日信工業	700	1,570	1,099,000	
トビー工業	3,000	220	660,000	
ティラド	2,000	260	520,000	
曙ブレーキ工業	1,800	428	770,400	
タチエス	500	1,551	775,500	
N O K	1,400	1,314	1,839,600	
フタバ産業	1,400	445	623,000	
カヤバ工業	3,000	425	1,275,000	
大同メタル工業	1,000	808	808,000	
プレス工業	2,000	470	940,000	
カルソニックカンセイ	2,000	422	844,000	
太平洋工業	1,000	578	578,000	
ケーヒン	700	1,420	994,000	
アイシン精機	2,600	3,525	9,165,000	
マツダ	46,000	313	14,398,000	
ダイハツ工業	3,000	1,975	5,925,000	
本田技研工業	24,300	3,755	91,246,500	
スズキ	6,000	2,308	13,848,000	
富士重工業	9,000	1,562	14,058,000	
ヤマハ発動機	4,500	1,241	5,584,500	
ショーワ	800	1,050	840,000	
エクセディ	500	2,061	1,030,500	
豊田合成	800	2,165	1,732,000	
ヨロズ	300	1,561	468,300	
エフ・シー・シー	500	2,239	1,119,500	
シマノ	1,200	7,290	8,748,000	
タカタ	600	1,805	1,083,000	
テイ・エス テック	700	2,542	1,779,400	

テルモ	2,200	4,125	9,075,000
クリエートメディック	800	841	672,800
日機装	1,000	1,185	1,185,000
島津製作所	4,000	631	2,524,000
東京精密	600	1,949	1,169,400
ニコン	5,500	2,031	11,170,500
トプコン	700	858	600,600
オリンパス	3,500	2,371	8,298,500
タムロン	300	2,116	634,800
HOYA	6,900	1,822	12,571,800
シチズンホールディングス	3,800	516	1,960,800
セイコーホールディングス	3,000	299	897,000
ニプロ	1,700	822	1,397,400
パラマウントベッドホールディングス	300	3,130	939,000
バンダイナムコホールディングス	3,000	1,561	4,683,000
フランスベッドホールディングス	3,000	198	594,000
パイロットコーポレーション	4	248,900	995,600
トッパン・フォームズ	800	846	676,800
フジシールインターナショナル	400	2,156	862,400
タカラトミー	1,400	516	722,400
プロネクサス	1,000	643	643,000
大建工業	2,000	253	506,000
凸版印刷	8,000	662	5,296,000
大日本印刷	9,000	912	8,208,000
日本写真印刷	500	1,719	859,500
アシックス	2,800	1,531	4,286,800
ツツミ	200	2,588	517,600
ローランド	600	800	480,000
ヤマハ	2,400	933	2,239,200
ピジョン	300	6,010	1,803,000
リンテック	600	1,850	1,110,000
イトーキ	1,000	529	529,000
任天堂	1,700	10,770	18,309,000
三菱鉛筆	400	1,799	719,600
タカラスタンダード	2,000	715	1,430,000
コクヨ	1,700	653	1,110,100
岡村製作所	1,000	598	598,000
美津濃	2,000	438	876,000
アデランス	500	1,319	659,500
中部電力	9,000	1,159	10,431,000
関西電力	12,100	778	9,413,800
中国電力	4,100	1,157	4,743,700
北陸電力	3,100	1,067	3,307,700
東北電力	7,500	706	5,295,000
四国電力	2,800	1,123	3,144,400
九州電力	6,600	879	5,801,400
北海道電力	3,000	819	2,457,000
沖縄電力	300	2,864	859,200
電源開発	1,900	2,349	4,463,100
東京瓦斯	35,000	486	17,010,000
大阪瓦斯	28,000	384	10,752,000
東邦瓦斯	8,000	530	4,240,000
北海道瓦斯	2,000	257	514,000
西部瓦斯	5,000	218	1,090,000
静岡瓦斯	1,500	640	960,000
東武鉄道	17,000	544	9,248,000
相鉄ホールディングス	5,000	353	1,765,000
東京急行電鉄	17,000	663	11,271,000
京浜急行電鉄	7,000	933	6,531,000
小田急電鉄	9,000	1,136	10,224,000
京王電鉄	8,000	812	6,496,000
京成電鉄	5,000	954	4,770,000
富士急行	1,000	703	703,000
東日本旅客鉄道	5,300	7,790	41,287,000
西日本旅客鉄道	2,500	4,515	11,287,500
東海旅客鉄道	2,400	9,940	23,856,000

西日本鉄道	4,000	393	1,572,000
近畿日本鉄道	26,000	449	11,674,000
阪急阪神ホールディングス	18,000	536	9,648,000
南海電気鉄道	6,000	418	2,508,000
京阪電気鉄道	7,000	412	2,884,000
名糖運輸	1,000	685	685,000
名古屋鉄道	10,000	313	3,130,000
日本通運	12,000	451	5,412,000
ヤマトホールディングス	5,400	1,672	9,028,800
山九	4,000	429	1,716,000
丸全昭和運輸	1,000	347	347,000
センコー	2,000	482	964,000
日本梱包運輸倉庫	1,000	1,454	1,454,000
福山通運	2,000	504	1,008,000
セイノーホールディングス	2,000	774	1,548,000
神奈川中央交通	1,000	526	526,000
日立物流	500	1,418	709,000
日本郵船	24,000	249	5,976,000
商船三井	15,000	325	4,875,000
川崎汽船	14,000	223	3,122,000
N S ユナイテッド海運	3,000	134	402,000
飯野海運	1,500	645	967,500
日本航空	2,400	4,470	10,728,000
全日本空輸	58,000	199	11,542,000
日新	2,000	287	574,000
三菱倉庫	2,000	1,734	3,468,000
三井倉庫	2,000	545	1,090,000
住友倉庫	2,000	617	1,234,000
澁澤倉庫	1,000	533	533,000
上組	3,000	837	2,511,000
近鉄エクスプレス	300	3,265	979,500
N E C ネットエスアイ	300	1,750	525,000
システナ	5	85,200	426,000
I T ホールディングス	1,100	1,246	1,370,600
グリー	1,600	1,108	1,772,800
コーエーテクモホールディングス	800	879	703,200
ネクソン	2,500	868	2,170,000
ドワンゴ	2	349,500	699,000
マクロミル	500	1,099	549,500
ティーガイア	500	995	497,500
インターネットイニシアティブ	400	2,885	1,154,000
野村総合研究所	1,600	2,260	3,616,000
フジ・メディア・ホールディングス	28	169,500	4,746,000
オービック	100	20,840	2,084,000
T D C ソフトウェアエンジニアリング	600	806	483,600
ヤフー	209	40,550	8,474,950
トレンドマイクロ	1,200	2,649	3,178,800
日本オラクル	500	4,225	2,112,500
オービックビジネスコンサルタント	150	5,210	781,500
伊藤忠テクノソリューションズ	300	4,325	1,297,500
大塚商会	300	10,210	3,063,000
ネットワンシステムズ	1,300	850	1,105,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	600	2,526	1,515,600
日本ユニシス	1,100	830	913,000
東京放送ホールディングス	1,600	1,334	2,134,400
日本テレビホールディングス	2,600	1,504	3,910,400
テレビ朝日	800	1,879	1,503,200
スカパーJ S A T ホールディングス	29	47,050	1,364,450
アイ・ティー・シーネットワーク	800	784	627,200
N E C モバイリング	100	4,470	447,000
日本電信電話	12,000	4,305	51,660,000
K D D I	4,000	7,340	29,360,000
光通信	300	4,705	1,411,500
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	233	145,900	33,994,700
G M O インターネット	1,100	787	865,700
学研ホールディングス	2,000	287	574,000

ゼンリン	500	1,124	562,000
角川グループホールディングス	300	2,420	726,000
松竹	2,000	1,069	2,138,000
東宝	2,100	1,917	4,025,700
東映	2,000	599	1,198,000
エヌ・ティ・ティ・データ	18	296,200	5,331,600
D T S	400	1,393	557,200
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,200	1,133	1,359,600
カブコン	700	1,540	1,078,000
S C S K	700	1,818	1,272,600
日本システムウエア	1,300	408	530,400
アイネス	600	660	396,000
T K C	400	1,710	684,000
富士ソフト	500	2,214	1,107,000
N S D	800	1,032	825,600
コナミ	1,400	1,846	2,584,400
ソフトバンク	13,700	3,745	51,306,500
双日	20,600	149	3,069,400
アルフレッサ ホールディングス	700	4,760	3,332,000
あい ホールディングス	800	819	655,200
ダイワボウホールディングス	4,000	187	748,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	700	895	626,500
U K Cホールディングス	200	2,103	420,600
T O K A Iホールディングス	2,000	332	664,000
シップヘルスケアホールディングス	500	2,963	1,481,500
エコートレーディング	700	814	569,800
三菱食品	300	2,993	897,900
松田産業	400	1,362	544,800
メディバルホールディングス	2,800	1,279	3,581,200
アズワン	300	1,928	578,400
ドウシシャ	200	2,542	508,400
高速	700	819	573,300
黒田電気	600	1,114	668,400
ガリバーインターナショナル	130	4,360	566,800
伊藤忠商事	22,600	1,224	27,662,400
丸紅	23,000	738	16,974,000
長瀬産業	1,600	1,111	1,777,600
豊田通商	3,200	2,457	7,862,400
兼松	8,000	143	1,144,000
三井物産	24,300	1,419	34,481,700
日立ハイテクノロジーズ	900	2,013	1,811,700
カメイ	400	1,016	406,400
山善	1,300	630	819,000
住友商事	16,500	1,206	19,899,000
三菱商事	22,200	1,864	41,380,800
第一実業	1,000	498	498,000
キヤノンマーケティングジャパン	1,000	1,320	1,320,000
菱洋エレクトロ	600	838	502,800
ユアサ商事	4,000	190	760,000
阪和興業	3,000	388	1,164,000
岩谷産業	4,000	382	1,528,000
すてきナイスグループ	2,000	244	488,000
昭光通商	4,000	141	564,000
三愛石油	1,000	471	471,000
稲畑産業	1,000	691	691,000
東邦ホールディングス	1,000	2,070	2,070,000
サンゲツ	600	2,456	1,473,600
伊藤忠エネクス	1,300	519	674,700
サンリオ	800	4,010	3,208,000
リョーサン	600	1,842	1,105,200
三信電気	800	643	514,400
東陽テクニカ	600	1,284	770,400
モスフードサービス	500	1,938	969,000
加賀電子	600	796	477,600
ヤマタネ	2,000	196	392,000

トラスコ中山	500	1,869	934,500
オートバックスセブン	400	4,360	1,744,000
加藤産業	500	1,868	934,000
イエローハット	300	1,427	428,100
因幡電機産業	400	2,917	1,166,800
住金物産	2,000	331	662,000
ミスミグループ本社	1,100	2,474	2,721,400
スズケン	1,100	3,330	3,663,000
ローソン	1,100	6,950	7,645,000
カワチ薬品	300	2,038	611,400
エービーシー・マート	300	3,375	1,012,500
アスクル	300	1,322	396,600
ゲオホールディングス	7	106,700	746,900
ポイント	300	4,075	1,222,500
バル	200	2,375	475,000
エディオン	1,600	439	702,400
サーラコーポレーション	900	503	452,700
ビックカメラ	12	44,900	538,800
D C Mホールディングス	1,700	712	1,210,400
MonotaRO	200	4,185	837,000
J. フロント リテイリング	7,000	625	4,375,000
ドトール・日レスホールディングス	700	1,314	919,800
マツモトキヨシホールディングス	500	2,627	1,313,500
スタートトゥデイ	700	1,196	837,200
ココカラファイン	300	3,170	951,000
三越伊勢丹ホールディングス	5,800	1,173	6,803,400
ウエルシアホールディングス	100	4,375	437,500
コスモス薬品	100	11,350	1,135,000
セブン&アイ・ホールディングス	11,800	2,976	35,116,800
ツルハホールディングス	300	8,600	2,580,000
クスリのアオキ	100	7,010	701,000
カップ・クリエイトホールディングス	350	1,894	662,900
良品計画	300	6,320	1,896,000
コナカ	500	901	450,500
コーナン商事	500	1,132	566,000
エコス	1,000	558	558,000
ワタミ	500	1,798	899,000
ドン・キホーテ	800	3,615	2,892,000
メガネトップ	600	1,141	684,600
西松屋チェーン	800	753	602,400
ゼンショーホールディングス	1,200	1,270	1,524,000
サイゼリヤ	600	1,229	737,400
ユナイテッドアローズ	400	2,812	1,124,800
ハイデイ日高	200	2,001	400,200
コロワイド	1,000	1,008	1,008,000
スギホールディングス	500	3,085	1,542,500
ファミリーマート	900	3,955	3,559,500
木曽路	500	1,911	955,500
千趣会	800	770	616,000
ケーヨー	1,000	479	479,000
上新電機	1,000	927	927,000
日本瓦斯	600	1,094	656,400
ロイヤルホールディングス	800	1,195	956,000
島忠	700	2,052	1,436,400
チヨダ	400	2,097	838,800
カスミ	1,200	577	692,400
リンガーハット	600	1,173	703,800
A O K Iホールディングス	300	2,430	729,000
オークワ	1,000	1,076	1,076,000
コメリ	500	2,621	1,310,500
青山商事	800	2,237	1,789,600
しまむら	300	10,100	3,030,000
高島屋	4,000	827	3,308,000
松屋	800	1,548	1,238,400
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	869	1,738,000
パルコ	700	936	655,200

丸井グループ	4,100	868	3,558,800
ダイエー	2,700	237	639,900
イズミヤ	2,000	508	1,016,000
イオン	10,000	1,038	10,380,000
ユニーグループ・ホールディングス	3,100	680	2,108,000
イズミ	800	2,096	1,676,800
平和堂	800	1,360	1,088,000
フジ	400	1,851	740,400
ヤオコー	200	3,670	734,000
ゼビオ	500	1,937	968,500
ケーズホールディングス	800	2,539	2,031,200
アインファーマシーズ	200	4,805	961,000
ヤマダ電機	1,320	3,785	4,996,200
アークランドサカモト	300	1,458	437,400
ニトリホールディングス	550	7,160	3,938,000
吉野家ホールディングス	9	106,600	959,400
サガミチェーン	1,000	808	808,000
ブレナス	400	1,481	592,400
アークス	600	1,849	1,109,400
パロー	700	1,582	1,107,400
ファーストリテイリング	600	30,900	18,540,000
サンドラッグ	600	3,770	2,262,000
じもとホールディングス	2,700	239	645,300
新生銀行	26,000	245	6,370,000
あおぞら銀行	11,000	295	3,245,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	216,000	569	122,904,000
りそなホールディングス	29,300	531	15,558,300
三井住友トラスト・ホールディングス	60,000	437	26,220,000
三井住友フィナンシャルグループ	21,600	4,140	89,424,000
第四銀行	4,000	380	1,520,000
北越銀行	4,000	237	948,000
西日本シティ銀行	10,000	276	2,760,000
千葉銀行	11,000	653	7,183,000
横浜銀行	18,000	510	9,180,000
常陽銀行	10,000	503	5,030,000
群馬銀行	6,000	547	3,282,000
武蔵野銀行	500	3,625	1,812,500
千葉興業銀行	700	998	698,600
筑波銀行	1,600	432	691,200
東京都民銀行	700	1,095	766,500
七十七銀行	4,000	512	2,048,000
青森銀行	3,000	307	921,000
秋田銀行	3,000	278	834,000
山形銀行	2,000	442	884,000
岩手銀行	200	4,025	805,000
東邦銀行	2,000	306	612,000
東北銀行	4,000	173	692,000
みちのく銀行	2,000	234	468,000
ふくおかフィナンシャルグループ	12,000	454	5,448,000
静岡銀行	8,000	1,015	8,120,000
十六銀行	4,000	383	1,532,000
スルガ銀行	3,000	1,496	4,488,000
八十二銀行	5,000	553	2,765,000
山梨中央銀行	2,000	426	852,000
大垣共立銀行	4,000	321	1,284,000
福井銀行	3,000	199	597,000
北國銀行	4,000	383	1,532,000
清水銀行	200	2,898	579,600
滋賀銀行	3,000	598	1,794,000
南都銀行	3,000	446	1,338,000
百五銀行	3,000	459	1,377,000
京都銀行	5,000	889	4,445,000
三重銀行	3,000	243	729,000
ほくほくフィナンシャルグループ	19,000	181	3,439,000
広島銀行	8,000	437	3,496,000
山陰合同銀行	2,000	810	1,620,000

中国銀行	2,000	1,455	2,910,000
伊予銀行	3,000	857	2,571,000
百十四銀行	3,000	373	1,119,000
四国銀行	2,000	288	576,000
阿波銀行	2,000	589	1,178,000
鹿児島銀行	2,000	640	1,280,000
大分銀行	2,000	358	716,000
宮崎銀行	2,000	277	554,000
肥後銀行	2,000	597	1,194,000
佐賀銀行	3,000	238	714,000
十八銀行	2,000	265	530,000
沖縄銀行	200	3,975	795,000
琉球銀行	700	1,360	952,000
八千代銀行	200	2,890	578,000
セブン銀行	10,300	283	2,914,900
みずほフィナンシャルグループ	368,400	215	79,206,000
紀陽ホールディングス	12,000	153	1,836,000
山口フィナンシャルグループ	3,000	922	2,766,000
名古屋銀行	3,000	415	1,245,000
北洋銀行	4,600	333	1,531,800
愛知銀行	100	5,550	555,000
第三銀行	3,000	190	570,000
中京銀行	2,000	208	416,000
愛媛銀行	2,000	249	498,000
みなと銀行	3,000	187	561,000
京葉銀行	2,000	547	1,094,000
関西アーバン銀行	4,000	137	548,000
栃木銀行	2,000	393	786,000
北日本銀行	200	2,549	509,800
福島銀行	6,000	89	534,000
大東銀行	5,000	99	495,000
トモニホールディングス	2,500	427	1,067,500
フィデアホールディングス	2,400	234	561,600
池田泉州ホールディングス	2,400	512	1,228,800
SBIホールディングス	3,900	820	3,198,000
ジャフコ	500	3,340	1,670,000
大和証券グループ本社	28,000	672	18,816,000
野村ホールディングス	58,500	587	34,339,500
岡三証券グループ	3,000	823	2,469,000
丸三証券	1,100	784	862,400
東洋証券	2,000	334	668,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,000	622	1,866,000
水戸証券	1,000	410	410,000
いちよし証券	900	1,075	967,500
松井証券	1,800	1,006	1,810,800
マネックスグループ	37	37,900	1,402,300
カブドットコム証券	1,400	509	712,600
極東証券	500	1,356	678,000
NK S Jホールディングス	6,400	2,198	14,067,200
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	8,600	2,168	18,644,800
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,800	1,537	4,303,600
第一生命保険	153	130,600	19,981,800
東京海上ホールディングス	11,000	2,865	31,515,000
T & Dホールディングス	9,900	1,107	10,959,300
全国保証	300	3,155	946,500
クレディセゾン	2,600	2,276	5,917,600
芙蓉総合リース	300	3,620	1,086,000
興銀リース	500	2,783	1,391,500
東京センチュリーリース	700	2,382	1,667,400
日本証券金融	1,500	720	1,080,000
リコーリース	300	2,588	776,400
イオンクレジットサービス	1,100	2,432	2,675,200
アコム	620	2,235	1,385,700
ジャックス	2,000	456	912,000
オリエントコーポレーション	6,000	293	1,758,000

日立キャピタル	700	1,943	1,360,100
オリックス	1,480	11,930	17,656,400
三菱UFJリース	740	4,380	3,241,200
日本取引所グループ	600	7,420	4,452,000
ビューリック	3,800	749	2,846,200
野村不動産ホールディングス	1,400	1,973	2,762,200
パーク24	1,600	1,803	2,884,800
三井不動産	13,000	2,635	34,255,000
三菱地所	20,000	2,694	53,880,000
平和不動産	800	1,657	1,325,600
東京建物	6,000	595	3,570,000
ダイビル	900	989	890,100
東急不動産	6,000	814	4,884,000
住友不動産	7,000	3,560	24,920,000
大京	5,000	255	1,275,000
テオーシー	1,300	683	887,900
レオバレス21	2,800	422	1,181,600
ゴールドクレスト	300	2,235	670,500
東急リバブル	400	1,773	709,200
飯田産業	400	1,234	493,600
アーネストワン	500	1,547	773,500
タカラレーベン	400	1,217	486,800
イオンモール	1,300	2,713	3,526,900
フージャースコーポレーション	6	84,300	505,800
トーセイ	5	88,500	442,500
エヌ・ティ・ティ都市開発	19	107,700	2,046,300
日本空港ビルデング	1,100	1,175	1,292,500
日本工営	2,000	344	688,000
日本M&Aセンター	200	3,725	745,000
アコーディア・ゴルフ	16	94,700	1,515,200
テンブホールディングス	500	1,445	722,500
クックパッド	100	3,965	396,500
NECフィールディング	500	1,171	585,500
総合警備保障	1,200	1,326	1,591,200
カカクコム	500	4,145	2,072,500
エムスリー	8	179,200	1,433,600
ディー・エヌ・エー	1,500	2,434	3,651,000
博報堂DYホールディングス	430	7,370	3,169,100
イービーエス	3	284,800	854,400
ケネディクス	34	31,250	1,062,500
電通	2,800	2,971	8,318,800
みらかホールディングス	800	4,790	3,832,000
オリエンタルランド	900	14,950	13,455,000
ダスキン	900	1,871	1,683,900
明光ネットワークジャパン	400	1,218	487,200
ラウンドワン	1,200	648	777,600
リゾートトラスト	600	2,241	1,344,600
もしもしホットライン	600	1,362	817,200
ユー・エス・エス	340	10,830	3,682,200
エイチ・アイ・エス	300	3,965	1,189,500
スバル興業	2,000	357	714,000
東京テアトル	3,000	175	525,000
よみうりランド	1,000	633	633,000
東京都競馬	3,000	329	987,000
東京ドーム	3,000	406	1,218,000
トランス・コスモス	500	1,297	648,500
乃村工藝社	1,000	443	443,000
藤田観光	2,000	396	792,000
日本管財	400	1,566	626,400
セコム	3,100	4,970	15,407,000
メイテック	600	2,553	1,531,800
アサツー ディ・ケイ	600	2,497	1,498,200
応用地質	500	1,548	774,000
ベネッセホールディングス	900	3,800	3,420,000
イオンディライト	400	1,863	745,200
ニチイ学館	800	893	714,400

ダイセキ	600	1,494	896,400	
合計	4,504,017		4,180,359,920	

先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 10,000株
エヌ・ティ・ティ・ドコモ 150株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年3月29日現在)

資産総額	179,258,082 円
負債総額	55,345 円
純資産総額 (-)	179,202,737 円
発行済数量	140,686,884 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2738 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

(平成25年3月29日現在)

資産総額	4,304,949,171 円
負債総額	460,040 円
純資産総額 (-)	4,304,489,131 円
発行済数量	2,906,289,262 口
1口当たり純資産額 (/)	1.4811 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約

が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	131 本	506,361,466,731 円
単位型株式投資信託	2 本	3,064,178,998 円
合 計	133 本	509,425,645,729 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,654,615	7,798,082
前払費用	100,129	96,609
未収入金	2	1,594
未収委託者報酬	461,977	406,697
未収運用受託報酬	¹ 544,381	¹ 497,131
未収投資助言報酬	¹ 195,353	¹ 170,156
繰延税金資産	116,799	-
その他	2,979	1,757
貸倒引当金	8,785	-
流動資産合計	9,067,453	8,972,029
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 135,328	² 120,876
器具備品	² 178,423	² 132,336
有形固定資産合計	313,752	253,213
無形固定資産		
ソフトウェア	33,466	22,377
電話加入権	6,662	6,662
その他	586	8,170
無形固定資産合計	40,714	37,210
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 190,699	¹ 190,699
長期前払費用	275	185
繰延税金資産	25,824	-
施設利用権	49,000	-
貸倒引当金	48,000	-
投資その他の資産合計	217,799	190,884
固定資産合計	572,266	481,307
資産合計	9,639,719	9,453,336

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,180	18,168
未払金	516,160	339,611
未払収益分配金	146	158
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	193,778	163,484
その他未払金	314,921	168,652
未払費用	94,353	32,463
未払法人税等	11,716	10,892
未払消費税等	-	36,590
賞与引当金	103,938	104,985
流動負債合計	739,349	542,711
固定負債		
退職給付引当金	119,390	114,893
資産除去債務	54,977	55,470
固定負債合計	174,368	170,363
負債合計	913,718	713,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計	4,211,217	4,225,478
株主資本合計	8,726,001	8,740,261
純資産合計	8,726,001	8,740,261
負債・純資産合計	9,639,719	9,453,336

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,555,478	3,037,583
受入手数料	14,208	25,800
運用受託報酬	1,898,980	1,970,292
投資助言報酬	311,865	332,526
営業収益合計	4,780,534	5,366,202
営業費用		
支払手数料	1,272,371	1,402,793
広告宣伝費	17,415	22,521
公告費	1,444	323
調査費	776,846	967,154
調査費	347,459	390,141
委託調査費	429,387	577,013
委託計算費	281,257	266,632
営業雑経費	101,333	96,076
通信費	18,324	19,416
印刷費	65,644	66,048
協会費	6,857	6,780
諸会費	2,662	3,346
営業雑費	7,844	484
営業費用合計	2,450,668	2,755,501
一般管理費		
給料	1,406,694	1,532,277
役員報酬	63,577	70,098
給料・手当	1,140,380	1,219,741
賞与	202,737	242,437
その他報酬	17,264	2,242
賞与引当金繰入	103,938	104,985
福利厚生費	228,532	246,627
交際費	1,641	1,974
寄付金	100	200
旅費交通費	27,287	32,460
租税公課	22,389	24,888
不動産賃借料	238,996	237,951
退職給付費用	54,668	53,431
固定資産減価償却費	79,928	85,762
諸経費	135,011	149,865
一般管理費合計	2,316,454	2,472,666
営業利益	13,410	138,034

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	5,008	4,070
償還金等時効完成分	20,750	12
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,265	¹ 2,275
貸倒引当金戻入額	-	15,785
雑益	467	3,513
営業外収益合計	28,491	25,657
営業外費用		
為替差損	-	506
雑損	39	-
営業外費用合計	39	506
経常利益	41,862	163,185
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 13,467	² 611
合併関連費用	³ 465,874	³ 3,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	34,623	-
特別損失合計	513,965	4,011
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	472,102	159,174
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	68,487	142,624
法人税等合計	66,197	144,914
当期純利益又は当期純損失（ ）	405,904	14,260

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	-	2,854,339
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
当期変動額合計	2,854,339	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	660,443	3,514,783
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
当期変動額合計	2,854,339	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,448,381	1,036,176
当期変動額		
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計		
当期首残高	4,623,423	4,211,217
当期変動額		
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	4,211,217	4,225,478
株主資本合計		
当期首残高	6,283,866	8,726,001
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	2,442,134	14,260
当期末残高	8,726,001	8,740,261

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収運用受託報酬	9,887千円	8,944千円
未収投資助言報酬	181,486千円	164,758千円
長期差入保証金	190,313千円	190,313千円

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	118,809千円	133,261千円
器具備品	324,154千円	327,061千円

（損益計算書関係）

1 全て関係会社に対する金額であります。

2 前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品1,075千円、ソフトウェア12,392千円であります。

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

3 前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

合併関連費用は、主に、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2) 未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3) 未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4) 未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5) 長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1) 未払手数料	193,778	193,778	-
(2) その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(3) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(4) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(5) 長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,062,766	9,059,750	3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

（5）長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,871,971	190,313	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、前事業年度においては、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けておりましたが、当事業年度より確定給付型の制度に一本化しました。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	375,538	427,062
(2) 年金資産 (千円)	256,147	312,169
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390	114,893
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	119,390	114,893

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用 (千円) (注1)	54,668	53,431

(注1) 前事業年度の退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2) 前事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	468,586	千円	448,266	千円
税務上の繰延資産償却超過額	69,633	"	52,268	"
退職給付引当金繰入限度超過額	48,580	"	42,472	"
賞与引当金繰入限度超過額	42,292	"	39,904	"
その他	106,485	"	38,408	"
繰延税金資産小計	735,577	"	621,320	"
評価性引当額	586,024	"	616,061	"
繰延税金資産合計	149,552	"	5,259	"
繰延税金負債				
資産除去費用	6,928	"	5,259	"
繰延税金負債合計	6,928	"	5,259	"
繰延税金資産の純額	142,624	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
法定実効税率	-		40.69	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	-		0.50	"
評価性引当額の増減	-		48.41	"
住民税均等割	-		1.44	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-		91.04	%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（16年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
期首残高（注）	54,489	千円	54,977	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	488	"	492	"
期末残高	54,977	千円	55,470	千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471	未収運用受託報酬	9,887
							投資助言報酬	306,784	未収投資助言報酬	181,486
							支払手数料	112,478	未払手数料	43,228
							事務所家賃	234,107	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	462,010円97銭	462,766円00銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額()	25,796円30銭	755円02銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,726,001	8,740,261
普通株式に係る純資産額(千円)	8,726,001	8,740,261
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	405,904	14,260
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	405,904	14,260
普通株式の期中平均株式数(株)	15,735	18,887

(重要な後発事象)

・ 本社移転について

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用（引越費用、除却損等）として約199百万円を特別損失へ計上する予定であります。今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

・ 投資一任契約の解除について

平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）がありました。

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,628,336
未収委託者報酬	390,720
未収運用受託報酬	579,086
未収投資助言報酬	192,856
短期差入保証金	190,313
その他	135,493
流動資産合計	9,116,805
固定資産	
有形固定資産	¹ 243,087
無形固定資産	65,954
投資その他の資産	49,429
長期差入保証金	49,289
その他	140
固定資産合計	358,472
資産合計	9,475,278
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	153,403
未払法人税等	8,916
賞与引当金	92,725
資産除去債務	55,718
その他	² 355,970
流動負債合計	674,051
固定負債	
退職給付引当金	121,194
固定負債合計	121,194
負債合計	795,245
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	990,207
利益剰余金合計	4,165,248
株主資本合計	8,680,032
純資産合計	8,680,032
負債純資産合計	9,475,278

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,376,936
受入手数料	11,985
運用受託報酬	907,372
投資助言報酬	183,923
営業収益合計	2,480,217
営業費用	
支払手数料	614,627
その他営業費用	686,967
営業費用合計	1,301,594
一般管理費	¹ 1,189,325
営業損失()	10,702
営業外収益	² 3,668
営業外費用	-
経常損失()	7,033
特別利益	-
特別損失	³ 46,951
税引前中間純損失()	53,984
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
法人税等合計	1,145
中間純損失()	55,129

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月1日	
至 平成24年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
その他資本剰余金	
当期首残高	2,854,339
当中間期変動額	-
当中間期末残高	2,854,339
資本剰余金合計	
当期首残高	3,514,783
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,050,436
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,099
中間純損失()	55,129
当中間期変動額合計	60,229
当中間期末残高	990,207
利益剰余金合計	
当期首残高	4,225,478
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,099
中間純損失()	55,129
当中間期変動額合計	60,229
当中間期末残高	4,165,248
株主資本合計	
当期首残高	8,740,261
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,099
中間純損失()	55,129
当中間期変動額合計	60,229
当中間期末残高	8,680,032

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

該当事項はありません。

追加情報

(本社移転について)

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用（引越費用、除却損等）として232百万円を特別損失へ計上する予定であります。今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	140,487千円
器具備品	329,678千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	33,840千円
無形固定資産	4,966千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,901千円
保険契約返戻金・配当金	1,192千円
3 特別損失のうち主なもの	
特別退職金	46,603千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,628,336	7,628,336	-
(2)未収委託者報酬	390,720	390,720	-
(3)未収運用受託報酬	579,086	579,086	-
(4)未収投資助言報酬	192,856	192,856	-
(5)短期差入保証金	190,313	190,313	-
資産計	8,981,312	8,981,312	-
(1)未払手数料	153,403	153,403	-
負債計	153,403	153,403	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	55,470千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	248千円
当中間会計期間末残高	<u>55,718千円</u>

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,376,936	11,985	907,372	183,923	2,480,217

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	276,652

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	459,577円08銭
1株当たり中間純損失金額	2,918円92銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
中間純損失金額(千円)	55,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	55,129
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(希望退職制度の実施)

当社は、平成24年10月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1)実施理由

当社は、会社収支改善の一環として固定費の一層の削減を推進するため、希望退職制度を実施することとしました。

(2)制度概要

対象者	全社員
募集人員	17名
募集期間	平成24年11月19日から12月7日の間
退職日	原則として平成25年3月31日
優遇措置	通常会社都合退職金に加え、特別退職金を支給するとともに、希望者に対しては再就職支援会社を通じた再就職支援を行います。

(3)損失見込額

募集期間中であるため、中間財務諸表作成時点において当該募集による損失を合理的に見積ることは困難であります。平成25年3月期において特別退職金等を特別損失として計上する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1)受託会社

(平成24年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成24年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	520,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株(持株比率92.86%)です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A)名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 (B)資本金の額 : 平成24年3月31日現在、10,000百万円
 (C)事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本金関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当計算期間において、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------------|------------|
| (1)有価証券届出書 | 平成24年6月8日 |
| (2)有価証券報告書 | 平成24年6月8日 |
| (3)半期報告書 | 平成24年12月7日 |
| (4)有価証券届出書の訂正届出書 | 平成24年12月7日 |

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁谷 恵嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田TOPIXオープンの平成24年3月13日から平成25年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田TOPIXオープンの平成25年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁谷 恵嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結した。
 - 重要な後発事象の「投資一任契約の解除について」に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）を受領した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象の「希望退職制度の実施」に記載されているとおり、会社は平成24年10月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議した。
 2. 追加情報の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋に係る賃貸借契約を締結した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

